

厚生労働大臣が定める要件

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百四十六号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める要件(平成十八年厚生労働省告示第二百三十三号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

厚生労働大臣が定める要件

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注7、同表の第2の2の移動介護加算の注2及び同表第3の1の行動援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。

- 一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合

改正文 (平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一六六号) 抄

平成二十一年四月一日から適用する。